

○厚生労働省告示第五十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
別表 第1部～第11部 (略)	第12部 追補 (8)	別表 第1部～第11部 (略)	別表 第1部～第11部 (略) (新設)
	品名		
	規格単位		
	薬価 円		
<u>(5)</u>	ウゾトラピ錠小児用0.05mg	0.05mg 1錠	443.50
<u>(世)</u>	ゼボジアカゾセル0.92mg	0.92mg 1カゾセル	4,792.80
<u>(ふ)</u>	ゼボジアカゾセルスターパック	1シート	12,313.30
	ゾルキンザカゾセル80mg	80mg 1カゾセル	6,636.10
	注 射 薬	規 格 単 位	薬 価 円
<u>(く)</u>	クアルソゾイ黴注100mg	100mg 15mL 1瓶	2,788,883
<u>(世)</u>	ゼツゾバウンゾ皮下注2.5mgアテオス	2.5mg 0.5mL 1キット	3,067
	ゼツゾバウンゾ皮下注5mgアテオス	5mg 0.5mL 1キット	5,797
	ゼツゾバウンゾ皮下注7.5mgアテオス	7.5mg 0.5mL 1キット	7,721
	ゼツゾバウンゾ皮下注10mgアテオス	10mg 0.5mL 1キット	8,999
	ゼツゾバウンゾ皮下注12.5mgアテオス	12.5mg 0.5mL 1キット	10,180
	ゼツゾバウンゾ皮下注15mgアテオス	15mg 0.5mL 1キット	11,242
<u>(た)</u>	ダトロウエイ点滴静注用100mg	100mg 1瓶	311,990
<u>(て)</u>	テクベイリ皮下注30mg	30mg 3mL 1瓶	216,930
	テクベイリ皮下注153mg	153mg 1.7mL 1瓶	1,081,023
<u>(た)</u>	ヒムペゾジ皮下注150mgペン	150mg 1mL 1キット	883,108
<u>(ふ)</u>	フセソトラ皮下注30mgペン	30mg 1mL 1キット	351,731
	フリイピアクト静注25mg	25mg 2.5mL 1瓶	2,450
<u>(る)</u>	ルンスミオ点滴静注1mg	1mg 1mL 1瓶	83,717
	ルンスミオ点滴静注30mg	30mg 30mL 1瓶	2,393,055

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>メコバラミン製剤 ベンラリズマブ製剤 マルスタシマブ製剤 ロザノリキシズマブ製剤</p> <p>別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬</p> <p>別表第九に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、ペグセタコプラン製剤及びロザノリキシズマブ製剤以外のもの</p> <p>別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬</p> <p>pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤 ペグセタコプラン製剤 ロザノリキシズマブ製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>メコバラミン製剤 (新設) (新設) (新設)</p> <p>別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬</p> <p>別表第九に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤及びペグセタコプラン製剤以外のもの</p> <p>別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬</p> <p>pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤 ペグセタコプラン製剤 (新設)</p>

附 則

この告示は、令和七年三月十九日から適用する。